

れましたが、盲・聾学校における盲学校・聾学校教諭免許状の所有者は50%に満たない状況にあります。

したがって、今後は、盲・聾・養護学校教員の免許状の所有状況等を考慮した適正な教員配置に努める必要があります。

(ウ) 事務職員・介助員等の配置

平成4年度における事務職員の配置状況は、盲・聾学校11人、養護学校31人の合計42人となっています。介助員については、昭和55年度から年次計画により配置を行ってきました。

今後とも、事務職員等については、学校規模に応じた適正な配置に努めるとともに、介助員についても児童生徒の障害の実態に応じ、適正な配置に努める必要があります。

イ 教職員の資質の向上

(ア) 教職員研修

心身障害児の教育においては、教員の資質・能力が極めて大きな役割を担うことから、盲・聾・養護学校の教員を対象に基本研修及び職能研修、専門研修を実施してきましたが、今後とも教職員研修の一層の充実が求められているところです。

したがって、今後は、養護教育の中核となる人材の育成や障害の重度・重複化に対応した専門的知識・技能を有する教職員の育成を図る教職員研修の充実を努める必要があります。

(イ) 指導体制

昭和52年度に設置された養護教育室は、昭和54年度に組織の整備が行われ、養護教育課として今日に至っています。この間、主として養護教育課のもとで養護教育の振興等に関する施策を推進してきました。

また、昭和61年度に養護教育センターを開設し、心身障害児の教育相談、養護教育関係教職員の研修、養護教育に関する調査・研究等の事業を推進するとともに、各教育事務所においても、養護教育に関する指導及び連絡調整等を行い、養護教育の改善充実に努めています。さらに、県立盲・聾・養護学校においても学校教育指導委員を置いて、養護教育の充実に努めています。

したがって、今後とも、県・市町村との連携を密にするとともに、養護教育センターの組織を充実するなど、指導体制の一層の整備充実に努める必要があります。

ウ 施設・設備の整備充実

(ア) 施設

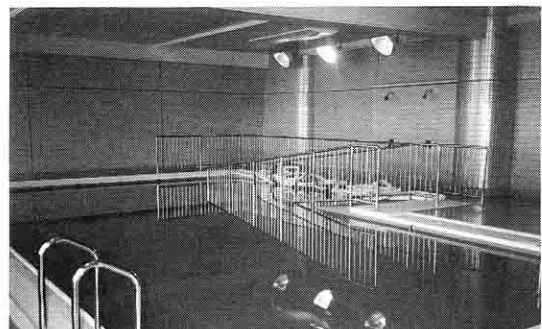
盲・聾・養護学校の校舎及び寄宿舎等については、十分な整備状況にあるとはいえません。

したがって、今後は、児童生徒の障害の種類と程度に配慮しながら、狭隘となっている校舎等について、施設の整備を計画的に推進していく必要があります。

また、プールやグラウンド等についても整備を図る必要があります。

(イ) 設備

盲・聾・養護学校の設備については、年々教材・



県立会津養護学校に設置された水治訓練室